

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 713 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 713 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 1 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 7 年 1 月 21 日（火） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉	きみ子
15 番	大嶋	英二
16 番	神谷	登
17 番	鈴木	千代子
18 番	竹内	敬三
19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員）

欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 713 回）

令和 7 年 1 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	非農地判断について	
5	報告 4	農地改良届について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）	
11	議案 4	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	
12	議案 5	農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局 下谷 敏信
 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 713 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 7、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までをご説明します。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内で自ら行う農地転用で、議案書 1 頁から 2 頁までの 4 件です。畑が 3 筆、田が 1 筆で、転用面積は合計で 2,173 m²の届出がありました。転用目的は、住宅が 2 件、貸駐車場と車庫がそれぞれ 1 件ずつです。

次に、報告第 2 号『農地法第 5 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内で権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 3 頁から 5 頁までの 10 件です。畑が 14 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 1,946.45 m²の届出がありました。転用目的は、住宅が 8 件、共同住宅と宅地がそれぞれ 1 件ずつです。

次に、報告第 3 号『非農地判断について』をご説明します。管理が不十分で農地の再利用等が困難となった土地について、大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領に基づき非農地判断をしたもので、議案書 6 頁の 1 件です。畑が 2 筆で、非農地判断の面積は 1,725 m²です。

次に、報告第 4 号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ又は切土して、農地として利用されるもので、議案書 7 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、面積は 600 m²の届出があり、大府市農業委員会農地改良届に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ受理通知した旨を報告します。

次に、報告第 5 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出をしていただくもので、議案書 8 頁から 11 頁までの 8 件です。畑が 15 筆と田が 21 筆で、面積は合計で 23,670.44 m²の届出がありました。

最後に、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意による解約通知で、議案書 12 頁の 1 件です。田が 1 筆で、面積は合計で 486 m²の通知です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 6 号までの事務局の説明について、質問、

意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案第13頁の大府市農業委員会の許可案件3件です。畑と田がそれぞれ2筆ずつで、面積は合計で4,571㎡の申請です。

申請事由として、1番の案件は、現在営農している農地に近く、農作業に都合がよいため、新たに取得するものです。次に、2番の案件は、専業農家として農業規模を拡大し、農業経営を安定させたいため、新たに取得するものです。最後に、3番の案件は、現在耕作している土地の隣地で、退職に伴い営農拡大を図るため、新たに取得するものです。

議案の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番及び3番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番及び3番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 9、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』の 4 件を上程します。1 番の案件は「取下げ願」が提出されましたので、1 番の案件は審議しないこととします。議案第 2 号のうち 2 番から 5 番までの 4 件を事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』の 2 番から 5 番までをご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 15 頁から 16 頁までの愛知県知事の許可案件 4 件です。内訳は、畑が 2 筆、田が 5 筆で、転用面積は合計で 2,844 m²の申請です。

始めに、2 番の案件は、資材置場兼駐車場を整備する目的で、一時的に転用するものです。区分の要件が、「農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として、利用すべき土地として、定められた土地の区域内にある農地」となりますので、農地区分は、農用地区域内農地に該当します。許可の判断基準は、「一時的な利用に供するために行うもので、利用目的を達成するうえで必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないもの」に該当します。

次に、3 番の案件は、住宅用庭敷地と資材置場を整備する目的で、転用するものです。区分の要件が、「住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるもの」となりますので、農地区分は、第 2 種農地に該当します。許可の判断基準は、「住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当します。

次に、4 番の案件は、分家住宅を建築する目的で、転用するものです。区分の要件は、3 番の案件と同様となりますので、農地区分は、第 2 種農地に該当します。許可の判断基準は、2 番の案件と同様です。なお、この案件につきましては、昨年 9 月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件としてご審議いただいた案件でございます。

最後に、5 番の案件は、店舗駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので、農地区分は、第 3 種農地に該当します。許可の判断基準は、「許可できる」に該当します。なお、この案件につきましては、昨年 9 月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件としてご審議いただいた案件でございます。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。2番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

2番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、既設の排水桝で集水後、南側水路へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにも、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

3番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、一体利用地の隣接宅地を経由して、既設の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

4番の申請地は、土地造成はしますが、隣地との境界にはコンクリートブロック積みを施します。雨水は、敷地内で集水し、東側既設の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにも、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

5番の申請地は、土地造成は盛り土をしますが、隣地との境界にはコンクリートブロック積みを施します。雨水は、透水性アスファルト舗装で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち2番から5番までの4件を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち2番から5番までの4件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第19条）』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について（基盤強化法第19条）』の3件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書17頁から18頁までの3件です。畑が3筆で、面積は合計で3,327㎡の申請です。借り手は、市外の方が2名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11、議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第19条の2）』の29件を上程します。このうち申請番号7166番から7169番までの4件は本田貴士委員が、申請番号7164番の1件は、私、久野一弘が議事参与の制限に該当する案件です。始めに、議事参与の制限に該当しない申請番号7157番から7163番までと、申請番号7165番と、申請番号7170番から7185番までの24件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について（農地中間管理事業法第19条の2）』のうち議事参与の

制限に該当しない、申請番号 7157 番から 7163 番までと、申請番号 7165 番と、申請番号 7170 番から 7185 番までをご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書第 19 頁から 22 頁までと、23 頁と、26 頁から 34 頁までの 24 件です。畑が 9 筆、田が 23 筆で、面積は合計で 29,032 ㎡の申請です。借り手は、市内の方が 9 名、市外の方が 3 名で、いずれの借り手も令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 4 号のうち申請番号 7157 番から 7163 番までと、申請番号 7165 番と、申請番号 7170 番から 7185 番までの 24 件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 4 号のうち申請番号 7157 番から 7163 番までと、申請番号 7165 番と、申請番号 7170 番から 7185 番までの 24 件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 4 号のうち申請番号 7166 番から 7169 番までの 4 件は、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第 4 号のうち本田貴士委員が議事参与案件である申請番号 7166 番から 7169 番までの 4 件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 4 号のうち申請番号 7166 番から 7169 番までをご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書 24 頁から 25 頁までの 4 件です。田が 7 筆で、面積は合計で 10,164 ㎡の申請です。いずれも借り手の本田貴士委員へ利用権を設定するもので、令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち申請番号7166番から7169番までの4件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち申請番号7166番から7169番までの4件は、原案のとおり決定いたします。本田貴士委員は、入室してください。

(本田委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第4号のうち申請番号7164番の1件は、私、久野一弘が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、私、久野一弘は退室します。ここからは、大府市農業委員会会議規則第5条第2項の規定により、鈴木広子副会長に議長をお願いします。

(久野会長 退室 / 議長交代)

(鈴木広子 議長)

それでは、議案第4号のうち久野一弘委員の議事参与案件である申請番号7164番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号のうち議事参与案件である申請番号7164番の1件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書23頁の1件です。田が4筆で、面積は5,479㎡の申請です。この案件は、借り手の久野一弘委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(鈴木広子 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(鈴木広子 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち申請番号7164番の1件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(鈴木広子 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち申請番号7164番の1件は、原案のとおり決定いたします。久野一弘委員は入室してください。

(久野会長 入室)

(鈴木広子 議長)

これで、久野会長の議事参与の案件が終了したので、議長を久野会長へお返しします。

(議長交代)

(久野一弘 議長)

次に、日程第12、議案第5号『農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）』の6件を上程します。このうち申請番号6601番と6828番の2件は、本田貴士委員の議事参与の制限に該当する案件となります。始めに、議事参与の制限に該当しない、申請番号6865番と、申請番号5871番と、申請番号6584番と、申請番号6585番の4件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）』のうち議事参与の制限に該当しない、申請番号6865番と、申請番号5871番と、申請番号6584番と、申請番号6585番をご説明します。農地中間管理事業の推進を図ることを主旨として、「農用地利用集積等促進計画」が提出されており、既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権の設定が済んでいる案件で、借り手のみを変更するものです。議案書35頁から36頁までの4件で、田が5筆、畑が1筆で、面積は合計で4,034㎡の申請です。借り手は、市内の方が4名で、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち申請番号6865番と、申請番号5871番と、申請番号6584番と、申請番号6585番の4件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち申請番号6865番と、申請番号5871番と、申請番号6584番と、申請番号6585番の4件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号のうち申請番号6601番と6828番の2件は、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件となりますので、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第5号のうち本田貴士委員の議事参与案件である申請番号6601番と申請番号6828番の2件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号のうち議事参与の制限に該当する申請番号6601番と申請番号6828番をご説明します。農地中間管理事業の推進を図ることを主旨として、「農用地利用集積等促進計画」が提出されており、既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権の設定が済んでいる案件で、借り手を変更するものです。議案書36頁の2件で、田が3筆で、面積は2,619㎡の申請です。この案件は、借り手を本田貴士委員に変更するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち申請番号6601番と、申請番号6828番の2件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち申請番号6601番と、申請番号6828番の2件は、原案のとおり決定いたします。本田貴士委員は入室してください。

(本田委員 入室)

(久野一弘 議長)

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第713回総会を閉会します。